

地方税財源の格差是正と充実を求める意見書

現在、日本経済の動向は穏やかな回復基調にあるとはいえ、政府の経済政策の効果は地方部まで十分に波及しておらず、地方経済はなお厳しい状況が続いている。今後、政府は地方にも実効性ある経済対策を講じるとともに、地方としても積極的に地域経済対策に取り組まなければならない。

しかるに、政府は、本年6月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」を踏まえ、8月に閣議了解された「中期財政計画」において、地方財政についても、国の歳出の見直しと基調を合わせるとしており、平成26年度地方財政対策をひかえ地方交付税はじめ地方一般財源について厳しい議論が展開されることが予想される。

しかしながら、今後も地方が責任をもって地域経済の活性化や教育、医療、福祉施策の推進、国土強靱化のための防災・減災対策等を強力に推進していくには、その基盤となる地方交付税をはじめとする地方一般財源の拡充強化が不可欠である。

そのため、地方財政計画の策定にあたっては、地方税財源の拡充を前提に、地域経済の動向等を踏まえ地方の財政需要を的確に反映するとともに、消費税及び地方消費税の税率引き上げとそれにとまなう地方法人課税の見直しについては、現下の大きな課題である地方団体間の税財源の格差是正に必要な措置を講じるよう求めるものである。

よって下記事項について、十分な検討がなされるよう要請する。

記

- 1 地方消費税は、都市部と地方部では住民一人当たりで最大2倍の税収格差があることから、各団体間の財政力格差が拡大しないよう対策を講ずること。
- 2 地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を検討するに当たっては、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とするなど税源の偏在是正策を講ずること。
- 3 地方交付税原資を増加させる措置が講じられる場合には、その財源は地方間の財政力格差を調整し、あくまで地方における財政需要に対応するために活用すること。
- 4 十分で、より望ましい税源の偏在是正措置が講じられるまでの間は、地方法人特別税・譲与税制度を継続すること。
- 5 地方財政計画における歳出特別枠及び地方交付税別枠加算については、「地方財政においても平時の対応に戻すべく」解消を図る必要があるとされているが、依然として厳しい地方経済の現状に鑑み今後も確保すること。

条件不利地域の農業施策の充実を求める意見書

安倍総理を本部長とする政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」は、この10月に「農地中間管理機構」の制度創設、11月に米の生産調整の見直しをはじめとする「攻めの農林水産業のための農政の改革方向」を決定した。

米の生産調整の政府案では、国が需給見通しを策定するとはいえ、生産調整の廃止により米の需給バランスが崩れた場合には、米価が大きく下落することも予想され、水田農業が中心である地域の農家経営や農村地域に与える影響、とりわけ、島根県の大宗を占める中山間地域等の条件不利地域に与える影響は極めて大きい。

今後、制度の詳細を検討するにあたり、各地の農業・農村の実態を十分踏まえた制度設計をすることにより、改革後においても、条件不利地域の農家所得やコミュニティの形成など地域社会への影響をできるだけ抑えることが肝要である。

また、このたびの農政改革は、国の再興戦略の一環として、大きく農政を改革しようとするものであり、国の責任として、国の全面的な財政負担が必要である。

については、下記事項について要請する。

記

1. 米の生産調整の廃止については、生産現場に大きな不安を与える結果となったが、国は、法律により、我が国の主食である米の需給と価格の安定を図るとされていることから、引き続いてその対応に責任をもって取り組むこと。
2. 新たな経営所得安定対策の制度設計にあたっては、米の直接支払い交付金及び米価変動補填交付金が廃止される影響に鑑み、水田フル活用直接支払い交付金や産地交付金（仮称）の充実のみならず、畑作物の直接支払い交付金、米・畑作物の収入減少緩和対策等についても、条件不利地域の農業者が安定的な営農を続けていけるよう、柔軟な制度構築を行うこと。
3. 新たに導入される日本型直接支払いについては、地域の事務負担が軽減される制度設計の検討と、国の全面的な財政負担とすること。
4. 農地中間管理機構に係る制度設計については、中間保有農地の滞留を防ぎ円滑に担い手に農地を貸し付けるため、対象の農地の設定等については、中山間地域など条件不利地域の実情に十分に配慮した設計がなされること。

同時に、担い手対策、土地改良事業等の関連制度との密接な連携に努めること。